

富士山 SDGs アワード 実施要領

1 目的

本事業は、富士宮市における持続可能な社会の実現に向け、地域課題の解決に貢献し、SDGs（持続可能な開発目標）に資する優れた取組を実施する事業所・団体・学校等・地域活動団体（自治会・町内会等）を顕彰し、広く周知することを目的とする。

2 募集の対象

本アワードの募集対象は、地域課題の解決に貢献し、SDGs の達成に資する取組を実施している、以下の組織とする。

- (1) 富士山 SDGs 推進パートナー（以下「推進パートナー」という）
- (2) 富士山 SDGs 推進パートナー応援団（以下「応援団」という）
- (3) 富士宮市内にある学校等
- (4) 富士宮市内の地域活動団体（自治会・町内会等）
- (5) 上記以外の富士宮市内の事業所・団体等

3 表彰の種類

賞		対象取組
部門	賞	対象取組
	共創部門	推進パートナーまたは応援団を含む2つ以上の組織が共同で実施する地域課題の解決に資する取組
	実践部門	地域課題の解決に資する取組

4 応募資格

応募にあたっては、以下の条件をすべて満たす必要がある。

- (1) 取組内容（組織名を含む）の公表および市ウェブサイト等への掲載に同意すること。
- (2) 関係するすべての組織が、暴力団員等（富士宮市暴力団排除条例第2条に規定）またはそれらと密接な関係を有する者ではないこと。

5 応募方法

別途定める「富士山 SDGs アワード申込書（様式1）」および「富士山 SDGs アワード取組概要書（様式2）」を提出する。

6 審査・選定方法

(1) 一次審査

事務局による提出書類の審査。

(2) 二次審査

選考委員会による書類審査を経て、表彰団体を決定する。

7 選考委員会

選考委員会の委員は、富士山 SDGs の推進に関する包括連携協定を締結した 5 者（富士宮市、富士宮信用金庫、富士宮商工会議所、芝川商工会、東京海上日動火災保険株式会社）によって構成する。

8 事務局

表彰に関する事務は、富士宮市企画戦略課が担当する。

9 評価項目および審査基準

下記の評価項目を表について 5 段階で評価を行い、総合的に審査する。

なお、表彰団体は、すべての選考委員の点数が 6 割を超えるものとする。

（1）評価項目

項目	概要
普遍性	<ul style="list-style-type: none">・社会において幅広くロールモデルになり得る取組であるか・継続、発展が見込まれる取組か
包摂性	<ul style="list-style-type: none">・特定の者だけでなく、社会において幅広く効果をもたらす内容であるか・「誰一人取り残さない」の理念に則った取組であるか
参画性	<ul style="list-style-type: none">・様々なステークホルダー（関係者）を巻き込んだ取組であるか
統合性	<ul style="list-style-type: none">・SDGs の複数のゴール達成に資する取組であるか・経済・社会・環境の 3 分野における課題を統合的に解決する視点を持った取組か
透明性	<ul style="list-style-type: none">・自らの取組を定期的に評価し、活動の更なる発展につなげているか・自らの取組を公表しているか
地域課題への貢献	<ul style="list-style-type: none">・地域が抱える課題の解決に寄与する取組である

（2）評価基準

5 点	極めて優れた取組である
4 点	特に優れた取組である
3 点	優れた取組である
2 点	普通の取組である
1 点	SDGs として不適切な取組である